

一 沖

佐野新田

一 姥堂川

但 壱組二而相勤

一 三毛田筋 穴田堰 新井堰出水共二

但 壱組二而相勤

一 四年川筋 事事所を云本はやあねにせり

事事所を云本はやあねにせり

一 田中川筋 栗生沢 宇津野 元屋敷 小原新田

一 遠田掘并穴田堰 新井堰出水共二
但 壱組二而右堰相勤

事事所を云本はやあねにせり

吉志田 赤崎新田 黒川野辺沢 上野針生鷺田 下谷地
根岸五目小荒井

右 壱組二而勤

一 濁川筋 热塩讓屋 五分一半在家 五目百木田中 上三宮

下三宮 小荒井坂下 大荒井鷺田
右 壱組二而勤

一 濁川筋 热塩讓屋 五分一半在家 五目百木田中 上三宮

会津郡下 南蒲原組 中荒井組 原組 高久組 橋瓜組
黒川

この覚書は、百姓に対する税の徵収を、いかに平等
修理の担当地区等が記されています。仲々全部理解する事は困難ですが、わかる範囲で解説してみました。全体の1-3が終った
ところです。のこりは又次の機会に発表したいと思います。

この覚書は館坂内和夫氏宅所蔵の古文書です。

合理的に考え、計算する方法を書き印したものです。又水資源の管理や